

# 最近の建設行政の動向について

---

# 国土交通省関係 令和8年度予算、令和7年度補正予算のポイント

R7補正予算: 令和7年12月16日 成立  
 R8予算 : 令和8年 4月 7日 成立

## 1. 国費総額

### (1) 一般会計

**6兆 749億円 (1.02倍)**

令和7年度当初予算 5兆9,528億円 (+1,221億円)

#### 公共事業関係費

**5兆 2,950億円 (1.00倍)**

令和7年度当初予算 5兆2,753億円 (+198億円)

○一般公共事業費

**5兆 2,513億円 (1.00倍)**

令和7年度当初予算 5兆2,336億円 (+177億円)

○災害復旧等

**437億円 (1.05倍)**

令和7年度当初予算 416億円 (+21億円)

#### 非公共事業

**7,798億円 (1.15倍)**

令和7年度当初予算 6,775億円 (+1,023億円)

○その他施設

**584億円 (1.00倍)**

令和7年度当初予算 584億円

○行政経費

**7,215億円 (1.17倍)**

令和7年度当初予算 6,190億円 (+1,024億円)

### (2) 東日本大震災復興特別会計

**348億円 (0.57倍)**

令和7年度当初予算 614億円 (Δ267億円)

## 2. 財政投融资

**1兆3,709億円 (1.03倍)**

令和7年度当初予算 1兆3,292億円 (+417億円)

### ○令和7年度補正予算 (国土交通省関係)

合計 2兆4,817億円 (デジタル庁一括計上分124億円を含む)

[一般会計から自動車安全特別会計への繰戻し5,741億円を含んだ場合の合計 3兆557億円]

公共事業関係費 2兆 873億円 うち国土強靱化 (実施中期計画) 関係 1兆2,346億円

非公共事業費 3,943億円

## ポイント

- ・最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

## 全国

全職種 ( **25,834円** ) 令和7年3月比 ; **+4.5%**  
 主要12職種※ ( **24,095円** ) 令和7年3月比 ; **+4.2%**

## 主要12職種

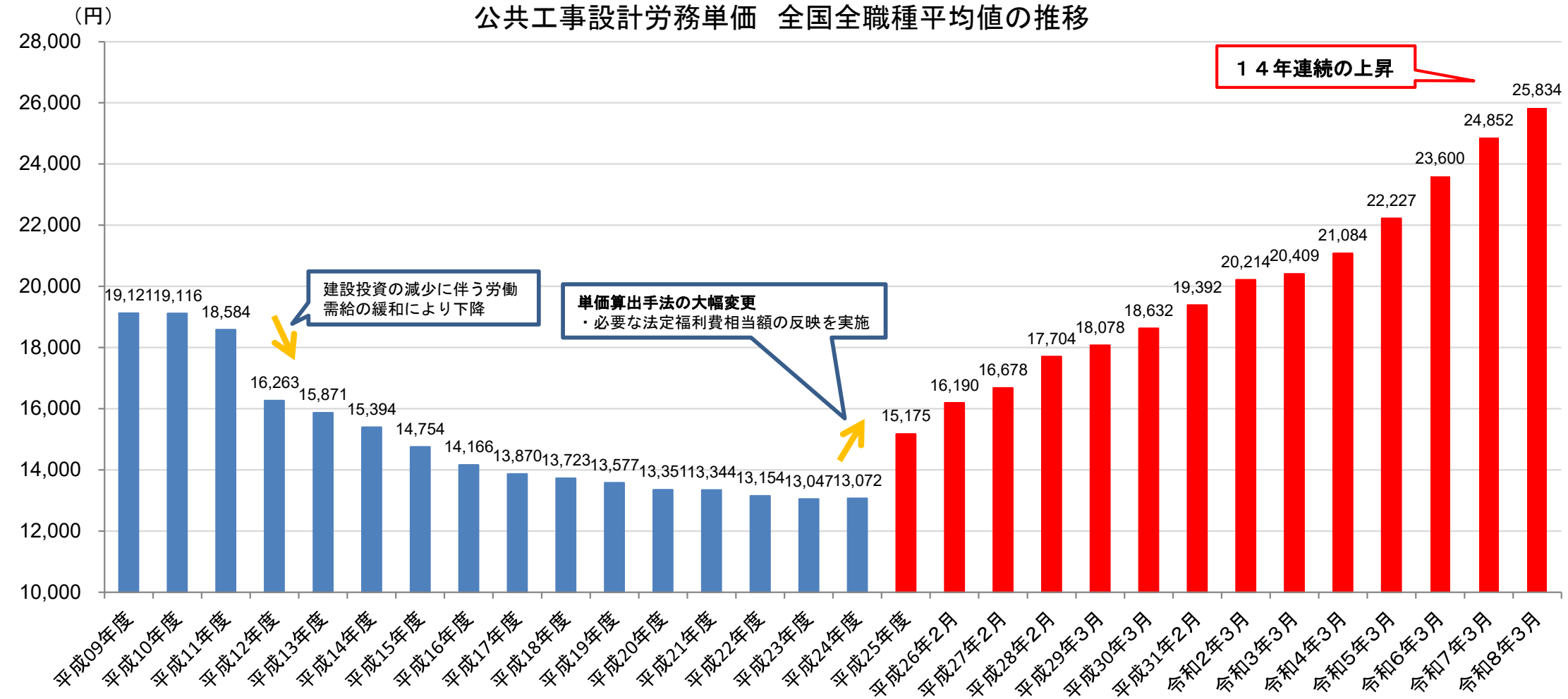
※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特殊作業員	28,111円	+4.3%	運転手(一般)	25,275円	+2.9%
普通作業員	23,605円	+3.0%	型わく工	31,671円	+5.0%
軽作業員	18,605円	+2.9%	大工	30,331円	+3.1%
とび工	30,780円	+4.0%	左官	30,508円	+4.1%
鉄筋工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員A	18,911円	+5.8%
運転手(特殊)	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員B	16,749円	+6.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

# 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

## 開催概要

日時：令和8年3月19日 17:50～19:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会

全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：建設業の賃上げに向けた取組、働き方改革・生産性向上等の推進

改正建設業法の普及・定着に向けた取組状況

- 国土交通省と建設業団体との間で以下を申し合わせ
  - **技能労働者の賃上げ**について、民間発注工事も含めた改正建設業法に基づく労務費の確保・行き渡りの徹底や生産性向上等の取組みを通じ、「**おおむね6%の上昇**」を目指すこと
  - **生産性向上**について、生産年齢人口の更なる減少や昨今の工事費高騰への対応、賃上げの原資の確保などの観点から、**各団体において、省人化や技術・技能の向上等による生産性向上の取組を推進すること**
- **改正建設業法を民間工事や各現場に浸透・定着させていくこと**の重要性等について意見交換
- 大臣より「皆様のお話をしっかり受け止め、賃上げや生産性向上に向けた環境づくりを責任を持って前に進めていく。**将来に希望が持てる、若者にも魅力的な「新しい時代の建設業」を、建設業団体の皆様と一緒に作り上げてまいりたい**」と発言

意見交換会の様子



## 【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

## 来季に向けて実施する具体的な施策・取組

### 1. 猛暑期間・時間の作業回避

#### (1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

#### (1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

#### (1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

#### (1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

#### (1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

#### (1-6) 適切な設計図書を作成

#### (1-7) 労働実態の把握

### 2. 効率的な施工、作業環境の改善

#### (2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

#### (2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

### 3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

#### (3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

#### (3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

### 4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

#### (4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

#### (4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

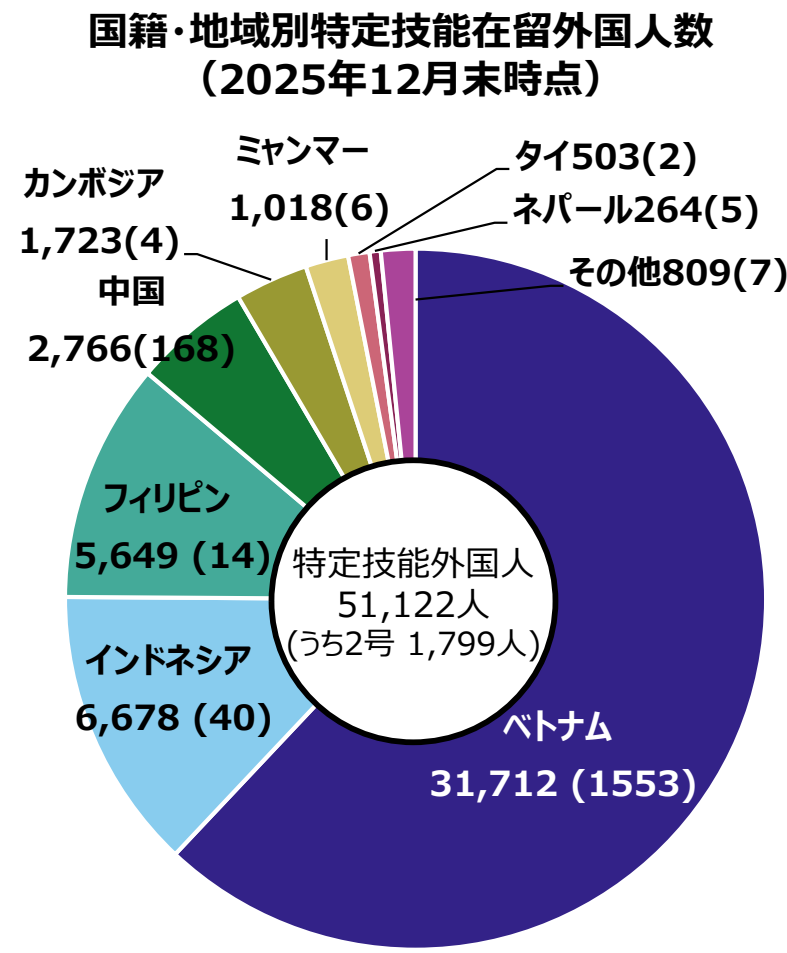
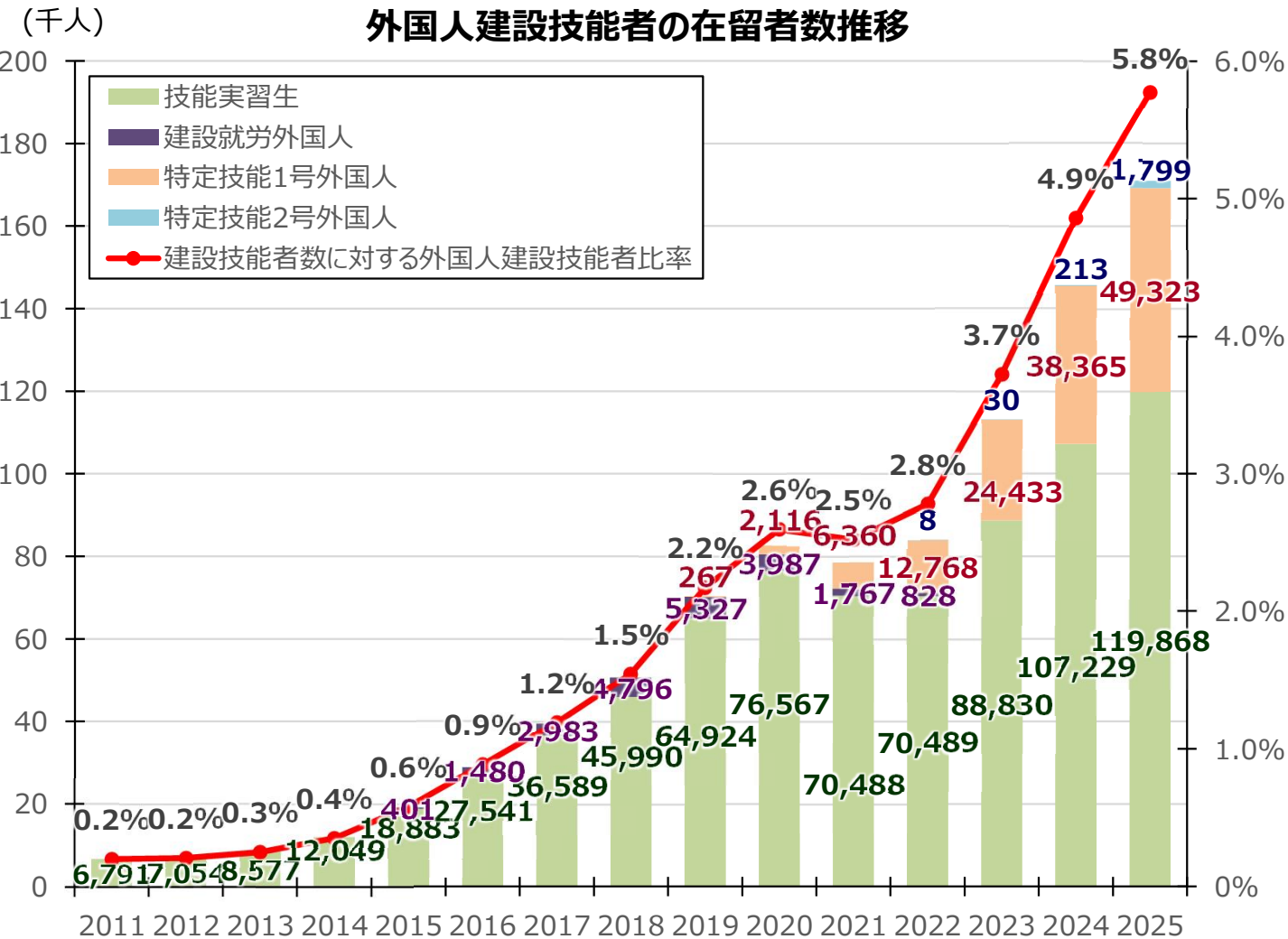
#### (4-3) 好事例の横展開【新規】

## 中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

# 外国人建設技能者の現状

- 建設分野で活躍する外国人技能者の在留者数は約17万人で、全建設技能者数の約6%
- 在留資格別では技能実習が最多(2025年：約12万人) (ただし、技能実習制度は人材育成により国際貢献を行うことを目的とした制度)
- 特定技能2号外国人は現在1,799人が在留 (2025年12月末時点)



※ 出所 以下公表値を基に国土交通省で作成 (外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数)

- ・全建設技能者数 : 総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成
- ・特定技能外国人数 : 入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」(在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点)
- ・技能実習生数 : 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (各年10月末時点)
- ・外国人建設就労者数 : 国土交通省による集計 (各年度末時点、2015年度から2022年度まで)

# 分野別運用方針<sup>(※)</sup>の主要な記載事項①

## 1 特定産業・育成就労産業分野

※特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

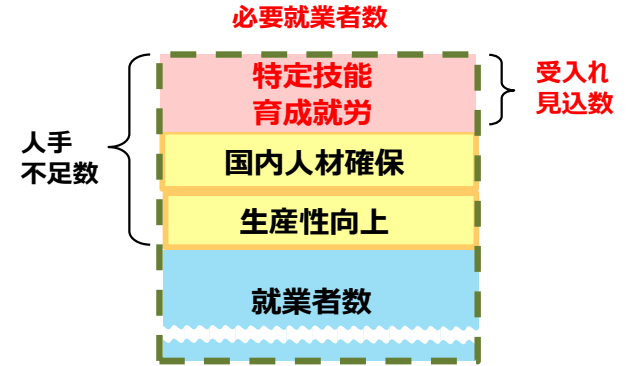
□ : 既存分野     
 ■ : 既存分野のうち新たな業務等を追加する分野     
 ■ : 新たに追加する分野

介護分野	ビルクリーニング分野	建設分野	工業製品製造業分野	リネンサプライ分野
造船・船用工業分野	自動車整備分野	宿泊分野	航空分野	物流倉庫分野
自動車運送業分野	農業分野	漁業分野	鉄道分野	資源循環分野
外食業分野	木材産業分野	林業分野	飲食料品製造業分野	

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

## 2 人材不足の状況・受入れ見込数

- 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。
- 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。



**特定技能80万5,700人、育成就労42万6,200人 計123万1,900人** (令和11年3月末まで)

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能 (R6.3設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ  
 ※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

# 分野別運用方針の主要な記載事項②

## 3 人材の基準

(1) 一般的(※)な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労1年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能1号	特定技能2号
技能水準	—	育成就労評価試験 (初級)	育成就労評価試験 (初級)	特定技能1号評価試験 育成就労評価試験(専門級)	特定技能2号評価試験
日本語能力水準	A1相当以上又は A1に相当する講習の受講	A1相当以上	A2.1相当以上	A2.2相当以上	B1相当以上

※ 分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

(2) 自動車運送業分野において、特定技能1号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則としてB1である。

➡ **日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、A2.2に引き下げる。**

## 4 制度の運用に関する重要事項

### (1) 転籍

育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定することとなっている(基本方針第四2(1)工)。

	介護	ビルク リーニン グ	建設	造船・船 用工業	自動車 整備	宿泊	自動車 運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品 製造業	航空	鉄道	飲食品 製造業	リネンサ プライ	物流倉庫	資源循環
1年を超える転籍制限 (「-」は転籍制限 期間が1年の分野)	2年	-	2年	2年	2年	-		-	-	2年	-	-	2年		-	2年	-	-	2年

### (2) 上乗せ基準

制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。 ※上乗せ基準については一例(特:特定技能 育:育成就労)

	介護	ビルク リーニン グ	建設	造船・船 用工業	自動車 整備	宿泊	自動車 運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品 製造業	航空	鉄道	飲食品 製造業	リネンサ プライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定 (許認可等) ※外国人受入れの際 に特に求めるもの	育	特・育	特・育	-	特・育	特・育	特	特・育	-	特・育	特・育	-	-	特	-	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人 への加入等	-	-	特	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特・育	-	-	-	-	-	-
受入れ機関の 受入人数上限	特・育	-	特・育	-	-	-	-	-	特・育	-	育	-	-	-	-	-	-	-	-
監理支援機関等の範囲	育	-	-	-	特・育	-	-	-	育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 令和8年4月9日 両団体による金子国土交通大臣への面会

面会者：（一社）日本建設業連合会 宮本洋一 会長  
 （一社）不動産協会 吉田淳一 理事長

面会の概要：

- 日本建設業連合会 宮本会長と不動産協会 吉田理事長より、「建築費の高騰等により、民間都市開発事業の実施環境が厳しさを増す中、**建設業界と不動産業界の間で、円滑な意思疎通を図り、課題解決に連携して取り組むため、協議体を立ち上げる**ことにしたので、支援・協力をお願いしたい」との発言
- 金子国土交通大臣より、「建設業と不動産業は、**我が国の社会経済システムを支える基盤整備産業**として、**一体的に発展していく必要がある**」「公共工事だけでなく、建設投資の7割を占める**民間工事において価格転嫁をしっかりと進める必要がある**」「両団体による協議体の設置は、**歴史的とも言える意義の大きな取組み**と考えており、**国土交通省としても、その趣旨に賛同し、できる限りの応援**をさせていただく」と発言



要望書の手交を受ける金子大臣



面会の様子

## 令和8年4月10日 金子国土交通大臣会見（抄）

…建設業界、不動産業界を代表する両団体が共に連携し、現下の厳しい局面に対処するために協議会を作るとことは、これまでに例のない歴史的な取組であると考えており、**民間同士のパートナーシップ構築、連携強化のリーディングケースとなることを、国土交通省としても大いに期待**しながら、しっかりと応援してまいります。…

# 中東情勢に伴う国土交通分野における重要物資の供給確保について

第3回中東情勢に関する関係閣僚会議(令和8年4月10日)資料

- トラック、バスなど国土交通分野の業界団体等を通じ、燃料油の供給制限等を受けている事業者の状況を注視。燃料油流通の目詰まりが発生している事案を確認した際は、国土交通省及び経済産業省が連携・協力して個別に迅速に対応。
- 燃料油の高騰については、燃料油価格の緊急的激変緩和措置により、燃料油価格の高騰を抑制。
- トラックや建設分野においては、燃料油価格高騰を踏まえた価格転嫁の徹底等を文書で要請。

## 1. 国土交通分野における燃料油・石油製品の使用状況について

- **公共交通や物流**においては、**燃料油は必要不可欠**。また、官公需においても燃料油を使用している状況。
- **建設・住宅資材**においても、**石油製品を使用**。

燃料油	公共交通・物流	トラック運送（軽油）
		バス（軽油）
		タクシー（LPガス）
		船舶（軽油、A重油、C重油）
		航空（ジェット燃料）
		鉄道（軽油）
		港湾（軽油）
	官公需	海上保安
海上気象観測		
上下水道		
石油製品	建設・住宅資材、製造業等	シンナー（建設・住宅・鉄道車両塗装、自動車整備、造船・船用工業）
		樹脂（断熱）
		アスファルト合材（道路舗装）

(等)

## 2. 燃料油の流通の目詰まり解消について（※4月9日時点）

- 燃料油流通に目詰まりが生じていた19社・団体（※注1）について、国土交通省と経済産業省が連携・協力して個別に迅速に対応。
- 現時点で、**13社（※注2）について燃料油供給が再開**。他の事案についても、供給再開に向け調整中

※注1：バス（8社）、トラック（3社）、旅客船（4社）、下水道（4自治体）

※注2：バス（8社）、トラック（1社）、旅客船（3社）、下水道（1自治体）

### <事例①：A社（トラック事業者）の燃料供給への対応について>

- 4/2（木） A社より中部経済産業局に「4月8日までの軽油は確保できているものの、それ以降の供給見通しが立っていない」旨の連絡。同日中部経済産業局は経済産業本省へ報告。
- 4/3（金） 経済産業省にて元売石油販売事業者と調整を行い、当面の軽油の供給を確保。



### <事例②：B社（旅客船事業者）の燃料供給への対応について>

- 3/13（金） 燃料元売りのところで供給が止まっており、燃料入札業者から燃料を納品できるめどが立たないと言われた。
- 3/19（木） 国土交通省から経済産業省に対し、B社の軽油の取引先や必要量等の情報を伝達し、軽油が継続して供給されるよう要請。
- 4/7（火） 供給が増えたため5/1までは通常運航できる数量はほぼ確保した。



## 3月27日(金) 国土交通省→建設業団体・民間発注団体

建設業に関し、中東情勢の変化等による原材料・エネルギー価格の上昇を踏まえ、適切な価格転嫁等について中小受託事業者に配慮するよう要請するとともに、セーフティネット貸付制度等について周知

### ○改正建設業法に基づく規定の遵守、活用

- ・通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止
- ・資材価格の高騰など「おそれ情報」を事前に注文者に通知し、契約変更の協議を円滑に行う制度の活用

## 3月31日(火) 国土交通省・総務省→自治体など公共発注者

中東情勢の変化等による原材料・エネルギーの取引価格を反映した、適正な請負代金の設定、適正な工期の確保について要請

### ○最新の実勢価格を適切に反映した予定価格の設定

### ○スライド条項の適切な運用

### ○契約後の想定外の納期遅延のおそれに対応した工期の延長等

### ○最新の情勢(供給量、価格)の把握、受注者からの相談対応等

## 4月8日(水) 国土交通省→建設業団体

溶剤等に関する安定的な調達に関する取組への協力を周知・依頼

## 4月14日(火) 国土交通省→建設業団体

溶剤等の流通における目詰まり箇所の特定期間を踏まえ、再度溶剤等に関する安定的な調達に関する取組への協力を周知・依頼